

平成29年 6 月23日

第 100 回 遠野市農業委員会総会議事録

第100回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年6月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第6号
会議年月日 平成29年6月23日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、5番 奥寺晴夫、
6番 萩野一、7番 佐々木恵美子、8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、
10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、12番 山崎登久昭、13番 鬼原壽一、
14番 千葉勝義、15番 佐々木幸悦、16番 菊池由雄、18番 阿部正嗣、
19番 小向幸子、20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、
23番 田中ナオ子、26番 多田和敏、27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、
30番 佐々木誠一、31番 佐々木敦緒
欠席委員 17番 北湯口進、24番 濱田平八郎、25番 綱木秀治、29番 菊池康祝

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
事務局次長兼農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第100回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第16号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第17号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第18号 農用地利用集積計画の決定について
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第20号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第21号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
協議第1号 平成29年度家族経営協定の推進について
協議第2号 平成29年度「農地の日」の活動について
協議第3号 平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 本日のご苦勞様でございます。総会前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。先唱を4番、佐々木義弘委員にお願いします。皆様、ご起立をお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は26名であります。定足数に達しましたので、第100回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言いたします。</p> <p>1番、菅原一雄委員、17番、北湯口進委員、24番、濱田平八郎委員、25番、綱木秀治委員、29番、菊池康祝委員の5名からは欠席の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。</p> <p>5月29日、平成29年度全国農業委員会会長大会・第9回「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」全国表彰式及び本県選出国議員への要請活動に行っていました。会長大会の席上、岩手日報、遠野テレビ等で放映されていますので受賞についてはご存じだったと思います。大変盛大な会の中での受賞で、遠野市農業委員会が名誉ある賞を授賞いたしました等、報告いたします。</p> <p>なお、農業施策の充実に関する要請書を岩手県選出国議員へ、衆議院会館でございましたけれども、要請をしてみました。要請内容等については事務局に置いてございますので。</p> <p>5月31日から6月1日まで、岩手県都市農業委員会会長会総会・研修会が遠野市で開催されました。14市の会長と事務局長がお見えになりまして、総会、そして2日間にわたる現地研修。馬の里、宮守川上流、わさび田、平成2年でしたけれども約6haの水田をわさび田に転換して独自の根わさびの産地になった現地を見ていただきました。大変好評でございまして、後から、来られた会長さんからお礼を言われたところがあります。</p> <p>6月5日、「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」の受賞報告を、岩手県農林水産部長を表敬訪問いたしまして、報告させていただきました。大変、部長もお喜びになられまして、岩手県にとっても名誉なことということで、7階の農林水産関係の部署各課を全てご案内いただきまして報告をさせていただいたところでもあります。</p> <p>6月9日に市長に報告をさせていただきました。</p> <p>6月9日から16日まで、平成29年6月遠野市議会定例会がありました。これについては、質問等が農業委員会にありましたので、遠野テレビ等見られた方はご承知のとおりですけれども、瀧本孝一議員から「就農農家や人口減少社会における、農地を守るということについて、会長の見解」ということで聞かれましたけれども、遠野テレビを見た方は既にご承知のとおり、農家戸数も農家人口もかなり厳しい数字で減少しております。このまま行くと農地を守る、維持していくことはかなり厳しさが出てくるということから、集落営農組織又は法人の役割が大切になってくるので、集落営農設立、法人設立に支援していくという答弁をさせていただいたところです。</p> <p>6月15日、岩手県農業会議常設審議委員会が盛岡市でありまして、毎月15日前後にあるわけですが、出席いたしました。常にこの会議でいろいろな課題を発言させていただいていましたけれども、ようやく県内の転用案件については、追認というのがあるわけですが、追認が少なくなってきたと。本来追認はあるべきではない、できる規定はありますが、できるだけなくしましょうとお話をしてきた結果、激減してきているという状況であります。</p> <p>6月16日、議場、震災後宮守支所における議場で議会をしてきたわけですが、6年間お世話になった議場にお別れ会ということで出席をさせていただきました。</p> <p>6月20日、平成28年度遠野地域農業機械銀行通常総会が民宿りんどうでありまして、出席をして、ご存じのとおり遠野市の農業標準労賃は機械銀行さんでご指示をいただいてそれを元に算定しておりますので、その基礎となる会議を持っていたいてい</p>

る機械銀行さんにお礼を申し上げたと同時に、担い手が激減している中で機械銀行の果たす役割はますます期待されていくということの挨拶をさせていただいたところがあります。

6月21日、第2回運営委員会を開催いたしました。今日の議案の審議と共に課題について話し合いをしたところでもあります。特に、農業委員活動記録を毎月提出いただいているわけですが、3月には総括表を提出していただいています。この内容を拝見させていただきますと、このようにしていかなければならないと叱咤激励の内容が数多くあります。ご紹介申し上げますと、事業計画書が毎年3月の総会で出ていますが、この事業計画を検証していないということから中間検証が必要なのでは、というご意見もございまして、事務局と話し合い、中間での結果を皆様とお話をしながら、年度末に向けて頑張っていくという気持ちで運営委員会でもお話をさせていただきました。

以上、私が出席をさせていただきました会議等の報告をさせていただきました。

【事務事業経過報告】

議長 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長 それでは私のほうから、事務事業経過報告ということで、お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書ということで配布してございます。それに基づきながら報告いたしたいと思います。

5月28日、平成29年度遠野市消防演習が開催されました。これには会長に案内でございましたが、会長が他用務のため会長職務代理者に出席していただいております。

6月10日、平成29年度遠野市緑化祭「里山フェスタ2017」。これには会長への案内でございましたが、会長が他用務のため似田貝農政専門委員長に出席していただいております。

6月12日、第1回農地専門委員会、第1回家族経営協定推進会議を開催しております。内容につきましては、農地専門委員会では本日協議事項で協議いただく農地の日の活動、農地パトロール等について協議したところでございますし、家族経営協定推進会議では家族経営協定の平成29年度の推進についてということで協議をいたしたところでございます。

6月16日、農地転用等現地確認調査。本日議案で上程しております内容について確認調査を行ってございます。

本日でございます。第100回遠野市農業委員会総会。終了後に第1回農業者年金加入推進委員会という予定となっております。また、本日でございますが、第11回遠野市集落営農組合連絡協議会総会、会長への案内がございまして、会長が出席する予定となっております。

6月24日以降の主な行事予定でございます。

6月25日、東北馬力大会馬の里遠野大会が開催されます。会長への案内でございましたが、他用務のため、会長職務代理者に出席していただく予定でございます。

6月26日、平成29年度遠野市認定農業者協議会総会、会長が出席いたします。

6月30日、一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会が盛岡市で開催されますが、会長が出席いたします。

7月7日、花巻農業協同組合前代表理事組合長「高橋専太郎さんを囲む感謝の集い」ということで、案内が来てございます。

7月10日、農地法等申請締切日でございます。

7月13日、岩手県農業会議常設審議委員会がございまして。

7月14日、農地転用等現地確認調査でございます。件数によりましては、土日をはさみますけれども、7月17日までですが、この件については件数が多い場合ということでご理解いただければと思います。

7月25日、第101回遠野市農業委員会総会でございます。場所は浄化センター会議室でございますので、お間違いのないようお願いをしたいと思います。

なお、総会終了後に、女性農業委員業務検討会及び本年度第1回の遠野市農業委員会だより編集会議を開催する予定となっております。午後からは、本日の協議事項でござい

	<p>協議いただく事項ですが、農地パトロール出発式及び啓発パレードを開催する予定でございます。</p> <p>7月27日から8月9日まででございます。この件につきましても協議事項でご協議いただく内容でございますが、予定ということで、平成29年度農地パトロール（利用状況調査）を予定しております。</p> <p>7月、まだ日程は定まっておりますが、7月中旬には本年度第7回の上閉伊地方農業委員会連絡会を開催する予定でございます。また、第7回農政専門委員会を開催する予定でございます。</p> <p>ちょっと先になりますが、9月4日でございます。今年度の農業委員ブロック研修会でございますが、北上市で開催の予定ということで、通知が来たところでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>【報告】</p> <p>次に報告第1号、農地専門委員会に付議した事項について報告いたします。</p> <p>「平成29年度農地の日の活動について」及び「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について」、平成29年6月12日に開催した平成29年度第1回農地専門委員会での協議結果について、遠野市農業委員会会議規則第33条第2項の規定に基づき、農地専門委員会委員長から報告を受けております。</p> <p>内容について、「平成29年度農地の日の活動について」に係る協議の結果は、昨年度までの一斉作業の実施から視点を変えまして、7月25日に農地パトロール出発式並びに啓発パレードを実施すること、11月の農閑期に各地区で農地相談会を開催すること、以上2点の活動に取り組みたいというものでございました。</p> <p>また、「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について」は、管内すべての農地を対象に、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の前に、市をはじめ、農協、農業共済組合、土地改良区、普及サブセンター、いわゆる市関係団体・機関との推進会議を開催してから、その関係団体・機関の協力をいただき、7月27日から8月9日にかけて調査を実施したいという報告を受けてございます。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち、注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは、配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議にあたっては退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、奥寺晴夫委員、6番、萩野一委員、会議書記には事務局 菊池今英次長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長	<p>1ページでございます。第100回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条、今月計12件、89,360.95㎡。</p> <p>利用集積、今月計22件、108,909.77㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>2ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計8件、17,166.11㎡。</p> <p>適用外、今月計5件、1,213.02㎡。</p> <p>法第18条第6項、なし。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に、日程第2、議案第16、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>3ページでございます。議案第16号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、借受人が規模拡大のため借り受けるもの、貸出人が遠隔で耕作不便のため貸し付けるものであり、賃貸借の期間等は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2番、借受人が規模拡大のため借り受けるものであり、今回の申請のあった土地は組田となっているもので使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3番から4ページ番号7番まで、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定であり、使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当委員お願いします。</p>
19番委員	<p>19番、小向です。1番の案件ですが、事務局の方から説明があったように、貸出人が遠隔地ということで借受人が今までも管理を任されていたということで、継続で賃貸借という形で、現況等何ら変わりなく問題なかったのです。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
9番委員	<p>9番、菊池です。16日に事務局2名委員3名で現地調査いたしました。事務局が説明したとおり、組み田であり、借受人が耕作しておりますし、今度は全て1枚田を耕作するというので何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了いたしましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4番委員	<p>4番、佐々木です。6番、7番について、借受人がこのとおり遠隔なのですが、この農地の管理は誰がどのようにしているのですか。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。ご近所とか近くの親戚の方にご協力いただいている部分も考えられますけれども、申請の際に確認した際には、市内の農地に来て草刈り等管理しているということでございました。</p>
4番委員	<p>結構面積があると思うのですが、通いながら草刈りをして管理しているということではよろしいのですか。</p>
農地係長	<p>そのように、申請の際にはお伺いしておりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。補足をさせていただきます。農業者年金ですから経営移譲というふうを考えられます。経営移譲ですけれども、移譲した方が手伝いはいたしても構わないということですから、事務局ではその部分も確かめたということでしたので、受贈者も来て草刈りをしながらまた家族も応援するというのも認めるということでした。</p>

		<p>その他ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして、日程第3、議案第17号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>5ページでございます。議案第17号、農地法第3条1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番は、後継者である子への生前贈与でございます。</p> <p>番号2番3番は、規模拡大のため譲り受けるもので、譲渡人も高齢で労力不足であり相手方の要請により譲り渡すものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号4番は、規模拡大のため譲り受けるもので、譲受人は譲渡人の弟で譲渡人の農地と隣接しており、贈与により譲り渡すものです。</p> <p>番号5番は、後継者である子への生前一括贈与でございます。</p> <p>以上5件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
23番	委員	<p>23番、田中です。16日、事務局2名と委員3名で現地を確認いたしました。本家と分家の間柄でもあって、譲渡人は高齢ですし今の現地には牧草を生やしておりまして何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>3番、よろしいですか。3番は親戚関係でありまして、何ら問題ないと確認いたしました。</p>
議	長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
13番	委員	<p>13番、鬼原です。16日、委員3人と事務局2人で現場確認してきました。事務局で説明がありましたとおり、兄弟です。譲受人の方が今までも作付け、耕作している状況です。今後のことを考えて、現在耕作している人の方に譲り渡すという形です。きれいに耕作していますし何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	なしということでございますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 4】 続きまして、日程第 4、議案第 18 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	6 ページでございます。議案第 18 号、農用地利用集積計画の決定について、でございます。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。本議案にかかる申請は 22 件で新規が 14 件、更新が 8 件でございます。 1 番は、更新でございます。 2 番は、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 3 番、4 番は、新規で契約期間 2 年の賃貸借権設定でございます。 7 ページでございます。 5 番は、更新でございます。 6 番、7 番は、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 8 番は、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 9 番、10 番は、更新でございます。 8 ページでございます。 11 番は、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 12 番から 16 番までは、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 9 ページでございます。 17 番から 19 番までは、更新でございます。 20 番は、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 21 番は、更新でございます。 22 番は、新規で契約期間 2 年 5 カ月の使用貸借権設定でございます。 各申請の詳細につきましては議案に記載のとおりでございますので、ご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。2 番について質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。2 番を除く 21 件について質疑ございませんか。
14 番委員	確認をさせていただきます。22 番の確認ですが、作物が牧草とありますけれど、この方は畜産とかはやっていないのですが、この作物で間違いはないですか。

事務局次長	間違いございません。
議 長	その他ございませんか。 事務局、「間違いございません」というよりも、畜産はやっていないので転作作物として牧草をやると。そして、畜産農家と契約をして提供するというのでしょうか。
事務局次長	そのとおりでございます。
議 長	よろしいですか、千葉委員。
14 番 委 員	はい。
議 長	その他、ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 18 号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	【日程第 5】 会議を再開いたします。続いて、日程第 5、議案第 19 号、「農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	10 ページでございます。議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番は、一般住宅の建設を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は、遠野市長より平成 29 年 6 月 8 日付けで遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定通知を受けているもので、特定土地改良事業施行区域内の農地であり、第 1 種農地と判断しました。事業目的は、仕事の都合から夫は宮城県に、妻は遠野市で暮らしていますが、将来的な生活基盤を安定させるため、妻の生まれ育った遠野に永住することを決め、新たに住宅を建築しようとするものです。夫婦共働きのため、これからの子育てについて妻の両親の支援が必要なことから、実家の居宅に隣接して施工することにより生活の利便性が図られることから、当申請地を適地として選定したものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものであります。事業費につきましては、自己資金、融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 番号 2 番は、資材置場を目的とする、その他施設用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は、現在の会社事務所が賃貸物件で、地主より数年以内に当該地の開発行為がある

と聞き、早期に移転先を確保する必要性に迫られ、近隣の宅地を事務所用地として売買で取得することになり、近接にある当申請地を資材置場の適地として、選定したものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号3番は、災害復旧工事の現場事務所等の設置を目的とするその他施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請につきましては、災害復旧工事に係る工事現場事務所等の設置であり、工事現場に隣接しているため当申請地を適地として選定したものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号4番は、通路の整備を目的とする、道路・通路等用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は電気事業を営んでおり、当申請地と隣接する宅地を売買で取得し、その土地への事業用機器、車両の十分な進入路の通路を確保するためであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号5番は、農業用施設整備を目的とする農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は、10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は、新規就農し和牛を20頭増頭するに当たり、現在の畜舎は狭小なため収容できる畜舎が必要となり、新たに畜舎等を整備しようとするものであります。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する農業用施設に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、融資により確保する計画であり、金融機関の受付した借入申込希望書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号6番、7番は、砂利採取を目的とする鉱工業用地として一時転用しようとするものです。申請地は、特定土地改良事業施行区域内の農地であり、第1種農地と判断しました。本案件は、砂利採取を行おうとするもので、採取後は速やかに原状回復する計画となっており、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

番号8番は、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は、遠野市長より平成29年6月8日付けで遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定通知を受けているもので、農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。事業目的は、事業計画者の居宅は築70年が過ぎ老朽化が著しく、先の大震災で壁が崩れ修繕の必要があることから、新たに住宅を、また、自らが受託するブローラー肥育業務において防疫管理を徹底する必要があることから、農場内での従業員の車両の出入りを禁止し、申請地に事務所及び従業員駐車場を整備し、農場専用の車両により農場内に入出入りするもので、農場に近いこと、及び県道・市道に接し利便性が良いことから、当申請地を適地として選定したものであり、本案件は農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。

以上8件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員お願いします。

18番委員

18番、阿部です。1番の案件ですけれども、●●の●●●●の●●●●から大体5、600m花巻寄りになりますけれども、1年ぐらい前に転用で住宅が建った隣をまた転用

	して住宅を建てるということで、特段何の問題もないと確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当委員お願いします。
9 番 委 員	9 番、菊池です。16 日確認してきましたけれども、場所は●●地区、●●●●の向かいあたりで、何ら問題ないと思います。以上です。
議 長	●●地区担当委員お願いします。
27 番 委 員	27 番、古屋敷です。16 日に、事務局 2 名農業委員 3 名で現地確認してまいりました。場所は●●●●●●●●、●●●●号線と重要河川・●●川の交差路の部分です。昨年 10 月の台風 10 号の災害復旧工事のためです。幸い周りは国道、あるいは●●川水路等に囲まれていて何ら問題はないと判断してまいりました。現況は転作田で草地であります。よろしくご審議お願いします。
議 長	●●地区担当委員お願いします。
7 番 委 員	7 番、佐々木です。4 番 5 番について説明いたします。4 番は、場所は●●地区、●●●●●●●●で使用している施設敷地と個人の宅地との間に挟まった、表記されている面積のところですか。先ほど事務局から説明ありましたとおり、譲受人は事業を営んでおり、ご使用されていない施設を購入したことに伴い車両の通路、入口を広げたいということで、今回譲り受けたいということになりました。周辺に農地等もなく、何ら問題はないと思います。5 番についてですが、事務局の説明にもありましたとおり、新規就農者並びに青年就農給付金受給者でもありまして、現在 48 歳になるご主人と和牛繁殖に取り組んでおります。規模拡大と作業効率を図るため、義父より使用貸借で農業施設新築を計画しているわけですが、周辺農地等見ましても何ら影響はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	●●地区担当委員お願いします。
13 番 委 員	13 番、鬼原です。16 日、委員 3 人事務局 2 人計 5 人で現地を確認しました。この地区は●●と●●の境目のあたりで、順番に採石しているような形で、昨年、一昨年あたりまで隣近所が採石されていまして。その部分になりますし、近くに住宅等差し障りはありません。よって、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	●●●●地区担当委員お願いします。
14 番 委 員	14 番、千葉です。16 日、事務局 2 名と私の 3 名で現地を確認してございます。この許可申請は、平成 29 年 2 月開催の第 96 回総会で農用地区域からの除外で意見決定をいただいた案件でございます。場所については、国道●●●●号線沿いに●●●●●●●●がありますけれども、●●●●●●●●近辺ということです。現場を確認したところ、事業の実施に伴う付近の農用地又は農作物に対する被害等もなく、隣接する農地の所有者からも確認しており、何ら問題はないものと判断しております。
議 長	ありがとうございます。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
22 番 委 員	はい、22 番です。2 番の受人は法人ですか。ちょっとそれを聞きたいのですが。
農 地 係 長	お答えいたします。平成 19 年に設立された土木建築業の会社でございます。
22 番 委 員	農業法人ではないですね。

農地係長	農業法人ではございません。一般の株式会社でございます。
議長	よろしいですか。その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	はい、「なし」という声がございます。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第6】 続いて、日程第6、議案第20号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	12ページでございます。議案第20号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号1番は、植林に伴う土壌改良完了後、適正な植林時期が遅れてしまったため、事業期間を平成30年5月までに延長しようとするものです。 番号2番は、東北横断自動車道釜石秋田線、遠野住田間高規格道路整備工事の追加受注により、仮設事務所、資材置き場の設置期間の延長が必要となったため、事業計画期間を平成30年4月までに延長しようとするものであります。 以上2件、ご審議よろしく申し上げます。
議長	説明が終了いたしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	「なし」という声がございます。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第7】 続いて、日程第7、議案第21号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	13ページでございます。議案第21号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番は、当申請地の隣接地に平成9年に借家を建築した時から、居住者の駐車場として利用し、現在に至るものです。申請者が子に贈与の手続きを行うため調査した結果、農地であることが判明したもので、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。 番号2番は、昭和62年から●●●の境内地として利用し現在に至るものです。現在、本堂の修繕等を行っており、お寺全体の土地を調査したところ判明したものであり、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。

		<p>番号3番は、赤線の払下げのための測量調査に伴い、農地であることが判明したものであり、相続で取得したため農地の認識がなかったものであります。現地確認調査の結果、立木は20年以上経過していることを確認しております。</p> <p>番号4番は、昭和62年に物置を建築し現在に至るものです。相続で取得したため農地の認識がなかったものであり、議案第20号番号2番に関して土地を調査したところ農地であることが判明し、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。</p> <p>番号5番は、昭和56年に亡叔父が物置を建築し現在に至るものです。亡叔父が宅地として利用していたため、所有者である認識がなかったものであり、今回隣接の亡叔父所有の土地を調査していたところ判明したものであり、当時亡叔父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためのものでございます。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いいたします。●●地区担当委員お願いします。</p>
3番委員		<p>3番、鈴木です。16日に委員3名事務局2名で確認をしました。1番の案件ですけれども、場所については●●●●●●から●●●●●●方面へ5、600m行ったところ。住宅密集地でありまして、そのアパートの駐車場の真ん中部分が農地だということらしいです。この部分だけが農地であって、駐車場で間違いないと確認してきました。2番の案件ですけれども、お寺の境内ということですからすぐ隣接した住宅がありますけれども、間違いなくお寺の境内ということで確認をまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
9番委員		<p>9番、菊池です。3番の案件ですけれども、この場所は●●と●●●の境の辺りで、確かに山林であると確認いたしました。4番ですけれども、先ほどと同じように●●●●●の向かい、隣同士的位置になっております。何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
13番委員		<p>13番、鬼原です。16日、確認をまいりました。物置となっておりますが、実際は私から見れば煉瓦の居宅です。立派な煉瓦でした。私も通るところですけれどもかなり目立つところ。間違いなく、物が入っておりますし、問題はないと思います。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。5番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。5番を除く4件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>よろしいですか。「なし」という声がございます。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 21 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>【協議事項】</p> <p>会議を再会いたします。次に、協議に入ります。協議第 1 号「平成 29 年度家族経営協定の推進について」を協議いたします。事務局にその説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第 1 号「平成 29 年度家族経営協定の推進について」をご説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>平成 29 年度の事業計画におきましては、家族経営協定の普及拡大を図り、農業後継者の確保及び女性農業者の参画推進等ございました。農業が魅力ある職業となるよう、毎年度取り組んでいただいております家族協定の平成 29 年度の推進活動について協議するものです。資料の 1 番に、平成 28 年度の実績を記載してございます。1 人 1 協定の目標は達成できませんでしたが、新規が 11 世帯、見直し再締結が 6 世帯で合計 17 世帯の実績がありました。また、平成 28 年度末の協定締結累計は 255 世帯となっております。これは県下でも高い成績であります。</p> <p>2 ページをご覧ください。2 番に平成 29 年度の目標を記載してございます。協定締結目標を新規 11 世帯とし、内容の充実に努めるとしてございます。各地区で取り組んでいただきまして、1 地区 1 協定をお願いする内容でございます。また、内容の充実ということで、①にございますように、新規の働きかけはもちろんですが、②後継者の就農や結婚、経営移譲などライフステージに変化があったと思われる、既に協定をしている世帯へ、協定の見直しの働きかけをお願いしたいと思います。資料には参考として各地区の締結数を載せてございます。また、新規と見直しの取り組み、合わせまして、③単年度計画の作成につきましても取り組みをお願いいたします。これは別添の資料になりますけれども、県の農業改良普及センターの資料、表紙が「家族皆でお互い理解しあい力を合わせて元気な農業経営をめざそう」となっているものですが、3 枚目に載っております。それから、資料は 2 つ目をご覧くださいと思います。こちらに家族経営協定の制度そのもののメリットが載っております。その他資料として協定書の事例や記載例を載せてございます。また、推進活動のために地区ごとの名簿をご用意いたしましたので、「取扱いにご注意」と封をしております封筒の中に入れてございますが、ご活用いただければと思います。</p> <p>先ほどご覧いただいた資料 2 ページに戻っていただきたいと思います。中ほどに (3) 取組期間を示してございます。9 月末日で中間取りまとめ、12 月末日で最終とりまとめとして、目標達成を目指すものでございます。</p> <p>委員の皆様には、家族協定の他にも新聞や年金等ご尽力をいただいております。大変とは思いますが、地区ごとに話し合いをいただきまして、1 地区 1 協定をお願いするものとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご協議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>はい、事務局、もう少し説明を加えていただきたいのですが、これは家族経営協定推</p>

	<p>進アドバイザーがありまして、会議でこのようにすると決めたことに基づいての会議ということですね。</p>
事務局 長	<p>本日、協議事項といたしまして、皆さんに協議に付している本件ですが、これにつきましては6月12日に開催をいたしました家族経営協定アドバイザー会議で協議をいたしまして、先ほど次長が説明をしたとおり、地区別に今年度は推進を図る、協定締結目標を11世帯ということで、取組期間を平成29年9月が中間取りまとめ、12月に最終取りまとめとして推進を図っていくということでございます。</p>
議 長	<p>説明をいただきましたが、協定締結目標を11世帯とするのは家族経営協定推進アドバイザー会議の中で、議長が北湯口進委員でありますけれども、町単位、ただし宮守地区については宮守、鱒沢、達曽部で1件の締結ということで、町単位で、宮守は3つに分けて、11家族を締結という目標だと報告を受けていただいております。なお、冒頭、事務事業経過報告の中でも説明をいたしましたが、ただただ漫然とやっていくのではなくて途中で検証ということによって事業推進が計画どおりなされていくのだという意見もございまして、それを踏まえた中で9月の中間、12月の最終ということで、10月の総会になるかもしれませんが、締結内容について皆様に報告をして、達成していないときには強化をしていくという提案であります。</p>
	<p>説明がありましたが、質疑に入ります。ただ今説明したことにつきまして質疑ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしということであります。推進アドバイザーの会議の中で十分話し合われてきたことでありますから、委員の皆様には浸透させているというふうに思っております。協議第1号「平成29年度家族経営協定の推進について」は提案のとおりとすることになりました。従って、町単位に推進方法について時間を設けて会議をしていただくということでよろしく申し上げます。</p>
	<p>次に、協議第2号、「平成29年度「農地の日」の活動について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたします。</p>
事務局次長	<p>協議第2号、「平成29年度「農地の日」の活動について」説明いたします。資料は協議2となっております資料をご覧くださいと思います。</p> <p>1番に、趣旨を記載してございます。岩手県内の農業委員会が、農地法が制定された7月15日に、地域住民や関係機関・団体の参画と協力を得ながら、「1委員会1企画」で創意工夫を凝らした活動を展開し、広く県民の食糧・農業に対する理解と関心を深めようと実施するものでございます。</p> <p>2番に、昨年までの活動をまとめてございます。ここ数年は遊休農地解消のための活動、一斉作業を実施してございます。</p> <p>3番には、平成28年度の県内の取り組み状況として、資料にございますが、参照願います。当農業委員会は今までは遊休農地活動を実施してまいりましたが、農地専門委員会や運営委員会で承認をいただき、平成29年度におきましては、視点を新たに農地パトロールと農地相談会の開催を考えてございます。資料は2ページにまとめてございます。</p> <p>最初に(1)農地パトロール出発式ならびに啓発パレードでございます。遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消、ならびに農業委員活動を広く周知する目的で行うものでございます。開催日時は平成29年7月25日(火)午後1時半から、総会を開催した午後に予定してございます。出発式を行う場所は合同庁舎の玄関前、雨天の場合は1階会議室を予定してございます。出発式では耕作放棄地解消宣言を行い、松崎地区センターまでのパレードを予定してございます。詳しくは資料の実施要項に記載してございますが、各地区1台の軽トラックをご協力いただき、先導の公用車に続き9台で、経路図のように、午後2時から30分程度実施したいと考えてございます。実施要項をご覧くださいと思います。裏面2ページをご覧くださいと思います。4番に案内及び</p>

	<p>取材依頼と書いてございますが、来賓、取材先をこのようにお願いしてございます。それから当日の服装につきましては、作業服に農業委員キャップ、腕章でお願いします。それから、ご覧の地図が予定しております経路図でございます。これにつきましてもご協議お願いします。</p>
議 長	<p>事務局、経路図は分かりましたが、どのようにパレードするのか一言ご説明ください。</p>
事務局次長	<p>合庁出発いたしまして、大工町通りまして、下早瀬を通ります。それから松崎町光興寺の方から回りまして、松崎地区センターに向かって行きます。</p> <p>次に、もう1つの事業でございます。農地相談会についてご説明いたします。資料進めていただきまして、平成29年度農地相談会実施要項としております。そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>1番、目的でございます。通常、委員個別に、又は事務局で対応している農地についての相談を地区単位で出張開催するものでございます。日程、会場は表のように予定してございます。11月1日から11月8日まで。遠野と松崎は一緒に開催。宮守につきましては3地区を、11月8日に開催というふうに予定しているところでございます。相談業務については3番に記載してございます。①番から③番まで、多岐にわたる内容になってございます。対応といたしましては、担当地区の農業委員と事務局職員1名の対応を考えてございます。すぐ対応できないものについては持ち帰って対応するようなことを考えてございます。これにあたりましては、遠野テレビと広報の10月号に掲載し、周知を図っていきます。なお、実施にあたりましては、10月の総会開催日に詳しい説明を行いたいと思います。以上で説明を終わります。ご協議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今説明したことにつきましては、報告第1号で申し上げましたとおり、事前にこの素案を、農地専門委員会を開催して練っていただいております。これに事務局で肉付けをしての提案でございます。</p> <p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
12番委員	<p>12番、山崎です。質問ではないのですけれども、お願いがあるのですけれども。農地パトロールのパレードがありますけれども、軽トラックを出してもらおうということは、昨年は出さなかったと思うのですけれども、油代の助成を出してもらいたいと思います。</p>
議 長	<p>ただ今ご意見いただきました。確かにご協力いただいてガソリン代なしということはないので、確かガソリン代として500円提供しておったかなと。記憶違いでなければ。これについては、互助会がございまして、互助会の方から支出することで、この会で失礼ですが、よろしいでしょうか。</p>
12番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>互助会の会長、私になっていきますので。それではただ今ご意見いただいたことを尊重いたしまして、ガソリン代500円程度になるかと思いますが、支出をさせていただきますと思います。</p> <p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>なしということでありまして、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第2号「平成29年度「農地の日」の活動について」は提案のとおりとすることといたしますので、よろしく願いをいたします。</p>

議 長	次に、協議第3号「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
事務局次長	<p>協議第3号、「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について」をご説明いたします。</p> <p>資料の1番に趣旨でございます。委員の皆様には、既にお分かりではございますが、農地法第30条の規定に、農業委員会は毎年1回その地区内にある農地の利用状況について調査を行わなければならない、と定められております。毎年度実施しているものでございます。また、市と農業委員会が共同で実施する、荒廃農地の発生解消に関する調査も併せて実施しているものでございます。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対しては「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向確認を行っております。具体的な調査の内容は、昨年度の調査によって自ら耕作しますと回答があったところを追跡調査するとともに、新たに活動し、発生している箇所がないか確認を行うものでございます。</p> <p>2番に実施時期を示してございます。7月27日（木）から8月9日（水）までの期間を予定してございます。7月27日（木）は遠野と綾織地区を。7月28日（金）に上郷と小友地区。7月31日（月）に青笹と宮守地区。8月1日（火）に達曾部地区と鱒沢地区を予定してございます。8月2日（水）は附馬牛地区。8月7日（月）は松崎地区。8月8日（火）は土淵地区を予定してございます。また、お示ししてございます日程に変更の必要がある場合等に対応できるよう、予備日も設けてございます。地区センターや公用車の確保状況により、日程の変更が必要な場合には7月14日までにご連絡をお願いしたいところでございます。</p> <p>資料をめくっていただきまして2ページをご覧ください。</p> <p>3番、実施手順でございます。岩手県農業会議が作成した平成29年度農地パトロール実施要領及び資料の5、6ページにあります、遠野市農業委員会農地パトロールの実施要領がありますが、地区ごとに記載してございます。推進会議の開催につきまして、農業委員の皆様には、本年度は市や農協、農業共済組合、土地改良区、県の普及サブセンターといった農業関係団体の推進会議を立ち上げ、従事者説明会の開催に併せて推進会議を開催し、関係者が連携し農地パトロールが実施されるようにしたいと考えてございます。(3) 活動の見える化・広報活動につきましては、先ほどご協議いただきました農地パトロールの出発式とパレードによるものと考えてございます。</p> <p>資料の4番、調査の実施以降の部分につきましては、利用状況調査の後、11月末までに利用意向調査書の発出準備、12月末までに非農地判断、1月末までに所有者等の意向表明の確認というスケジュールになってございます。</p> <p>なお、本日の配布資料、封筒の中に、平成29年度 荒廃農地調査 確認予定一覧表といたしまして、昨年確認状況と本年度の情報に基づく予定を同封してございます。まだ精査していく部分がありますが、確認をいただければと思います。</p> <p>以上でご説明を終わります。ご協議よろしくお願いたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
14 番 委 員	はい。パトロール、27日から8月9日までですのでけれども、それぞれ、例えば27日は遠野、綾織とあるのですが、これは午前・午後という判断でよろしいですか。
事務局次長	2班で1日行うということです。
14 番 委 員	時間的なことは計画していますか。
事務局次長	時間等は後から説明いたします。
議 長	よろしいですか。その他ございませんか。事務局、4ページの固定資産税関係、新聞紙上で1.8倍に固定資産税が強化されたという方も全国では増えてきているということですから、新聞を読むとかなり怖いものだという思いがあります。若干、8番につい

事務局次長	<p>て説明をお願いします。</p> <p>説明いたします。資料は4ページでございます。8番に、遊休農地の課税の強化と軽減と記載してございます。農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されるという内容でございます。(2) 課税の軽減ということで、所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)をまとめて、機構に10年以上の期間で新たに貸付けた場合、当該農地に係る固定資産税の課税標準を2分の1軽減するという内容です。</p>
議 長	<p>内容、要するに、農地の利用状況調査によって耕作がされていなかった、耕作放棄されていた、荒廃農地になっていた、A判定だったと。これをどうするか意向調査するわけですが、その内容を説明してもらえますか。</p>
事務局 長	<p>遊休農地につきましては、今年の1月1日から、前の年に利用状況調査を行いましてA判定、農地の再生が可能な農地につきましては、皆さんもご存じのとおり利用意向調査を行うわけでございます。本人で耕作するか、中間管理機構に貸し出しするか、他の方に貸し付けるか伺っているわけでございます。そして自ら耕作するという回答をいただいた方について調査をして、まだ遊休農地、耕作放棄地が解消されていないという場合はその翌年度の1月1日を基準として課税強化されまして、固定資産税が1.8倍になるという内容でございます。つきましては、28年度にA判定となりまして本人が耕作すると利用意向調査で意思表示をされた方につきまして、平成29年度においてもまだ改善されていないという場合は、平成30年の1月1日時点で固定資産税が1.8倍になるという制度でございます。これはもう既にスタートしているものでございますので、調査の際に本人に留意を求めながらお話しさせていただいております。ただし、農地中間管理事業に貸し付ける場合においては、課税強化の対象にはならないということでございますので、本人が農業公社を介して貸し借りするというのであれば、それは課税強化の対象にはならないということでございます。</p>
議 長	<p>新聞を読んだ方については、1.8倍も取られるのかという思いの農家もあるかと思えます。そうではなくて、農業委員と関係機関団体で農地の利用状況調査を行います。そのときにB判定の場合には耕作は不可能という判定でございますけれども、A判定の部分は意向調査で農業再開します、耕作します、又は農地中間管理機構に貸し出すかと調査書が来ます。その時に「自分で耕作します」と〇を付けて返してくるのですが、その次の年に行っても耕作されていなかったとなると勧告の対象になってきますから、勧告をしてもなおかつやらないとなると税法上で1.8倍になるようですけども、ここはできるだけ耕作をしていただく、できない場合は農地中間管理機構に貸し出す意思を示していただければいい。農地中間管理機構では貸しますと言われた土地を相手がなく配分できなかった場合においても、貸し出すと意思表示したものについては固定資産税強化の対象にはならないということですので、この辺を農業委員は農家の方へご指導方よろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>あとは質疑ございませんか。</p>
15 番 委 員	<p>15番、佐々木でございます。確認でございますが、先ほどいただいた荒廃の調査の、取扱注意の、6分の5の表見ていただきたいと思えますが、事務局に確認お願ひしたいのですが、私の担当地域でございます。6分の5の資料の左側、下の方です。これは荒廃しているの今年も調査するということですか。</p>
事務局 長	<p>昨年度も調査を行いまして、それで昨年度はA判定ということで自ら耕作しますと意思表示をした方を載せております。その他にもそれ以前の方でさらに再調査という方も載せております。A判定で自ら耕作という方を中心に載せておりますが、さらに精査が必要な部分でございますので、その方々を自動的に一覧表にしたものでございます。調査時点までには最終的なものを、確定させたものをお渡ししたいと思えます。ま</p>

		た再精査して最終確定ということでございます。
15 番委員		佐々木です。今、局長がお話したとおりです。具体的な話をすれば、実はこの方も、山の中の急な坂の田です。もう歳なので管理は難しいということでした。しかも水も来ないと。昨年も現地を確認したのですが、先ほどの税金の関係もあって、中間管理機構にお願いするということであれば良いわけですか。おそらく誰も引き受ける人はいないと思います。その方へのお話のしようとして、中間管理機構にまず出しましょうという方が早いか、あるいはいずれ管理はしておいてくださいということで、管理はしている人ですから、無理して、そういう関係で資料をこれから作っていただけるということですので、その2つの角度からお話することになると思いますが、それも含めてよろしくご検討お願いしたいと思います。以上です。
議長	議長	議長として、これを受けまして事務局と話し合いを詰めていきたいと、お願いをしたいと思います。
15 番委員		他の地区にも類似したものがあると思います。
議長	議長	よろしいでしょうか。その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	議長	佐々木委員からお話があったことが他地区にもあると思います。耕作が自分でどうしてもできかねるという方は農地中間管理機構へまず打診をして、中間管理機構の中で受け手を見つけることができるかどうか、あるかもしれません、なかった場合においては3年後くらいにまた返ってきますけれども、それはそれで個別に事務局と詰めていくということで、各委員にもお願いをしたいと思います。 よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第3号「平成29年度農地パトロール（利用状況調査）について」は提案のとおりとすることになりました。よろしく願いいたします。
議長	議長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	議長	議長の方からですが、佐々木委員からただ今お話ありましたことについては、市議会でも質問あったことに関連してまいりますので考え方を統一していく必要があるということから、後日研修会等で詰めていくということで、そういうふうにさせていただきたいと思います。
14 番委員		すいません、一つだけ。資料の中に業務報告書が入っているのですがけれども、前回質問した内容の変更はあるのですか。
事務局次長		前回修正があった部分につきましては、訂正してございます。
14 番委員		すいません、何ページのどこですか。
事務局次長		30ページでございます。30ページの(2)番、農家数及び農家人口の平成7年度の、農家数の計の数値が「4,319」となっております。
14 番委員		私が確認した部分は17、18ページの関係だったのですがけれども。
事務局次長		17ページ、18ページにつきましては、委員のご指摘は、図4の表の数字と②面積の

議 長	表が一致しないというご指摘でした。精査いたしまして訂正してございます。
事 務 局 長	<p>よろしいですか。事務局から何か。</p> <p>先ほど協議事項の際に若干説明漏れがありましたので、改めて説明させていただきます。</p> <p>取扱注意の封筒の中に認定農業者名簿を入れておりました。認定農業者名簿につきましては、個人情報だということがありまして住所等除いた一覧でございます。これについては、農地専門委員会でご担い手の方々へ推進して歩く関係上、認定農業者名簿を、とご意見がありましたので家族経営協定の推進の際に参考にしていただきたいと思います。</p> <p>農地パトロールの出発式でございます。内容につきましては次長が説明したとおりでございますけれども、総会終了後少しあわただしくなりますが、12時半までに現地に集合していただきたいと思います。ご確認をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明にご質問ございますか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長 事務局次長	<p>よろしいですか。</p> <p>配布資料について、でございます。先ほど28年度の業務報告書ございましたけれども、それと合わせましてあと2つ、皆さんにお配りしてございます。1つは毎月提出していただいております活動報告書の6月分の用紙を同封してございます。それと市の総務課の方から平成29年度版の遠野市職員名簿の配布がありましたので、皆さんのところに配布してございます。活動の際、ご活用をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第100回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。</p> <p>午後3時20分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>